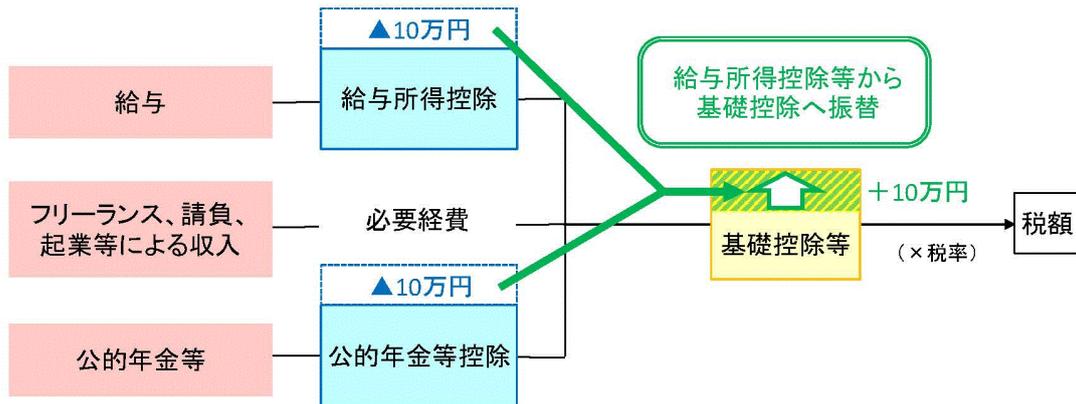


令和3年度からの住民税（町・県民税）税制改正のお知らせ

★給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を 10 万円引き上げます。



(財務省 HP より)

○給与所得控除の見直し

1. 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられます。
2. 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられます。

給与等の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	$(A) \times 40\% - 10 \text{ 万円}$	$(A) \times 40\%$
180 万円超 360 万円以下	$(A) \times 30\% + 8 \text{ 万円}$	$(A) \times 30\% + 18 \text{ 万円}$
360 万円超 660 万円以下	$(A) \times 20\% + 44 \text{ 万円}$	$(A) \times 20\% + 54 \text{ 万円}$
660 万円超 850 万円以下	$(A) \times 10\% + 110 \text{ 万円}$	$(A) \times 10\% + 120 \text{ 万円}$
850 万円超 1,000 万円以下	195 万円	
1,000 万円超		

○公的年金等控除の見直し

1. 公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
2. 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、公的年金等控除額は

195万5千円が上限とされます。

3. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が上記1及び2の見直しの後の控除金額から引き下げられます。

65歳未満の場合

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円	(A) × 25% + 17万5千円	(A) × 25% + 7万5千円	(A) × 25% + 37万5千円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円	(A) × 15% + 58万5千円	(A) × 15% + 48万5千円	(A) × 15% + 78万5千円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円	(A) × 5% + 135万5千円	(A) × 5% + 125万5千円	(A) × 5% + 155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

65歳以上の場合

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円	(A) × 25% + 17万5千円	(A) × 25% + 7万5千円	(A) × 25% + 37万5千円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円	(A) × 15% + 58万5千円	(A) × 15% + 48万5千円	(A) × 15% + 78万5千円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円	(A) × 5% + 135万5千円	(A) × 5% + 125万5千円	(A) × 5% + 155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

○基礎控除の見直し

1. 基礎控除額が 10 万円引き上げられます。
2. 合計所得金額が 2,400 万円を超えると、その金額に応じて基礎控除額が遞減し、2,500 万円を超えると、基礎控除は適用なしとなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	43 万円	33 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	適用なし	

★調整控除の見直し

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されません。

★所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

1. 給与の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合に下記の算式により計算した金額が控除されます。
 - ・ 本人が特別障害者に該当する
 - ・ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
 - ・ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

算式

控除額

$$= (\text{給与等の収入金額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円} - 850 \text{ 万円)}) \times 10\%$$

2. 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合には、下記の算式により計算した金額が控除されます。

算式

控除額

$$= (\text{給与所得 (10 万円を超える場合は 10 万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得 (10 万円を超える場合は 10 万円)}) - 10 \text{ 万円}$$

★非課税基準・所得控除等の適用に係る合計所得金額要件等の見直し

非課税基準・所得控除等の適用に係る合計所得金額要件等は以下のとおりとなります。

要件等		改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生の合計所得金額要件		75万円以下	65万円以下
ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額等要件		48万円	38万円
障害者，未成年者，寡婦及びひとり親に対する個人市民税・道民税の非課税措置の合計所得金額要件		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額（非課税となる方）	同一生計配偶者及び扶養親族がない方	32万円+10万円	32万円
	同一生計配偶者または扶養親族がある方	32万円×（同一生計配偶者+扶養親族+本人）+10万円+19万円	32万円×（同一生計配偶者+扶養親族+本人）+19万円
所得割の非課税限度額の総所得金額等（均等割のみ課税される方）	同一生計配偶者および扶養親族がない方	35万円+10万円	35万円
	同一生計配偶者または扶養親族がある方	35万円×（同一生計配偶者+扶養親族+本人）+10万円+32万円	35万円×（同一生計配偶者+扶養親族+本人）+32万円

★未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、以下の措置が講じられました。

1. 未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円

以下)を有する単身者について、「ひとり親控除」(控除額 30 万円)を適用することとなりました。

2. 寡婦控除の見直し

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額 26 万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限(合計所得金額が 500 万円以下)を設けることとなりました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」
「妻(未届)」の記載がある者は対象外とされました。

3. 個人住民税の非課税措置の見直し

1 若しくは 2 に該当し、合計所得金額が 135 万円以下である方は、個人住民税の非課税措置の対象となります。

「ひとり親控除」と、「寡婦控除」の適用については、以下のとおりです。

(改正前)

(単位:万円)

本人 女性	配偶関係		死別		離別	
	本人所得 (合計所得金額)		500 万円 以下	500 万円 超	500 万円 以下	500 万円 超
有	子	30	26	30	26	
	子以外	26	26	26	26	
無		26	-	-	-	

(改正後)

(単位:万円)

本人 女性	配偶関係		死別		離別		未婚	
	本人所得 (合計所得金額)		500 万円 以下	500 万円 超	500 万円 以下	500 万円 超	500 万円 以下	500 万円 超
有	子	30	-	30	-	30	-	
	子以外	26	-	26	-	-	-	
無		26	-	-	-	-	-	

(改正前)

(単位:万円)

本人 男性	配偶関係		死別		離別	
	本人所得 (合計所得金額)		500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
	有	子	26	-	26	-
		子以外	-	-	-	-
無		-	-	-	-	

(改正後)

(単位:万円)

本人 男性	配偶関係		死別		離別		未婚	
	本人所得 (合計所得金額)		500 万円 以下	500 万円 超	500 万円 以下	500 万円 超	500 万円 以下	500 万円 超
	有	子	30	-	30	-	30	-
		子以外	-	-	-	-	-	-
無		-	-	-	-	-	-	